

**筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び
第 8 期筑西市障害者福祉計画策定支援業務・業者選定審査基準**

1 審査方法

本件の審査は、筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第 8 期筑西市障害者福祉計画策定支援業務企画提案書作成要領に基づき提案された企画提案書及びプレゼンテーション映像により審査を行い、優先交渉者を決定する。

なお、応募事業者が 1 社のみであっても、選定委員会が定める基準に満たない場合は選定の結果「該当者なし」とし、再度公募を行う場合がある。

2 審査項目及び配点

評価項目		配点
ア. 提案者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要 ・業務実績 ・体制及び担当者等 	20点
イ. 業務実施方針及び手法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解度 ・業務実施方針の妥当性 ・業務実施手法の妥当性 ・業務分析的的確性・妥当性 ・行程計画の妥当性 ・提案の的確性・妥当性 	50点
ウ. 取組意欲等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する取組意欲 ・人員体制、資料作成能力などの業務遂行能力 ・提案内容から、効果的、計画的な検討への工夫の有無 ・業務遂行に対する期待度 	25点
エ. 見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性 	5点
小 計		100点

3 選定基準について

- ① 各選定委員は、企画提案書及びプレゼンテーション映像の審査を行い、事業者ごとに採点する。
- ② 選定委員ごとに、得点の高い順に 1 位、2 位・・・と順位を付け、同得点の場合は、上位の順位で同順位とする。その結果が同点数となった場合は委員長が決する。
- ③ 選定委員の持ち点（200点）を合算した値（満点）の 7 割を最低基準点とし、①で採点し得た得点の選定委員全員分を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とする。